

地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給料（第4条—第15条）

第3章 手当

第1節 管理職手当（第16条—第20条）

第2節 初任給調整手当（第21条—第25条）

第3節 扶養手当及び地域手当（第26条—第28条）

第4節 住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（第29条—第69条）

第5節 特殊勤務手当（第70条—第77条）

第6節 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（第78条—第89条）

第7節 期末手当及び勤勉手当（第90条—第109条）

第8節 その他（第110条）

第4章 雑則（第111条—第118条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、就業規則第2条第1項及び第2項に規定する職員に適用する。

（給与の種類）

第3条 この規程において「給与」とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

第2章 給料

（給料）

第4条 職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであって、かつ、職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

2 勤務条件又は職務の特殊性により、宿舍、被服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が定めるところにより、その職員の給与額を調整することができる。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 医療職給料表 (別表第1)

ア 医療職給料表 (1)

イ 医療職給料表 (2)

ウ 医療職給料表 (3)

(2) 事務職給料表 (別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類し、その分類の基準となるべき職務の内容は、理事長が定める。

3 理事長は、職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付し、当該給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給及び昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 次の各号に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、

昇給させる場合の昇給の号数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55 歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び事務職給料表の適用を受ける職員のうち技能労務職の者にあつては、56 歳以上の年齢で理事長が別に定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級又は 9 級であるもの

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（短時間勤務職員の給料月額）

第 7 条 法人に勤務する職員のうち、地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 4 条第 2 項の規定により短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、第 5 条及び第 6 条で規定する給料月額に、勤務時間規程第 4 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額）

第 8 条 就業規則第 26 条の 2 に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第 4 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（育児休業等を取得している職員の給料月額）

第 9 条 地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第 4 条の規定による育児休業及び第 10 条の 2 の規定による出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得している職員には、育児休業等の期間中、給与を支給しない。

2 育児休業等規程第 11 条又は第 28 条の規定により育児短時間勤務又は介護短時間勤務（以下「育児等短時間勤務」という。）の職を占めるもの（以下「育児等短時間勤務職員」という。）

の給料月額は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、第5条及び第6条で規定する給料月額に、勤務時間規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 育児休業等規程第15条の規定による育児部分休業、同規程第32条の規定による介護部分休業及び同規程第38条の規定による高齢者部分休業（以下「育児部分休業等」という。）並びに同規程第21条の規定により介護休業を取得した職員の給与は、第114条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第85条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

第10条 短時間勤務職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び育児等短時間勤務職員（以下これを「短時間勤務職員等」という。）について、第7条、第8条及び第9条第2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（給料等の支給）

第11条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から月の末日までとする。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、期日前であってもこれを支給する。

（1）給料の支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるとき。

（2）職員が退職し、又は死亡したとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、特に理事長が必要と認めるとき。

第12条 前条第2項に規定する支給期日後就職増給などの理由が生じたため給料の支給又は追給を必要とする場合においては直ちにこれを支給し、支給期日後退職又は減給等の理由が生じたため給料の過渡があった場合においては直ちにこれを返納させるものとする。

第13条 新たに職員になった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。この場合において、当該退職し、又は死亡した職員が第6条第5項の規定により昇給したときは、前項の規定にかかわらず、当該職員につき当該昇給がなかったものとみなして給料を支給する。

- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間

の現日数から週休日（勤務時間規程第5条に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基準にして日割りによって計算する。

第14条 職員が休職を命ぜられ、停職処分を受けた場合又は休職、停職の有効期間の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

（給料の調整額）

第15条 理事長は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が著しく特殊な職と認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を支給することができる。

2 前項の給料の調整額は、調整前における給料月額（短時間勤務職員等にあつては、第7条、第8条又は第9条第2項の規定による給料月額）に100分の5を超えない範囲内において理事長が別に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 第1項の規定により給料の調整額を支給する職員は、当分の間、医療職給料表（3）の適用を受ける職員とする。

第3章 手当

第1節 管理職手当

（管理職手当の支給範囲及び額）

第16条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、次の各号で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

（1）定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第3に定める支給月額とする。

（2）定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員のうち短時間勤務職員又は育児等短時間勤務職員にあつては、前号に規定するその者の管理職手当の額に勤務時間規程第4条第2項、第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（3）定年前再雇用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第4に定める支給月額とする。この場合において、別表第4の職務の級に対応する支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、そのうちのいずれかを理事長が指定する。

（4）定年前再雇用短時間勤務職員にあつては、前号に規定するその者の管理職手当の額に勤

務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（管理職手当の支給月額等の特例）

第17条 理事長は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第1号若しくは第3号の規定によりその者に適用される別表第3若しくは別表第4に定める支給月額又は前条第2号若しくは第4号の規定により算出された短時間勤務職員等の管理職手当の額にその額に100分の30を乗じて得た額を超えない範囲で理事長が定める額を加算することができる。

（管理職手当の支給額の調整）

第18条 職員が2以上の職を兼ねる場合の管理職手当の額は、これらの職のうち最高の管理職手当の額を支給される職の手当の額を支給する。

（管理職手当を支給しない場合）

第19条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、手当を支給しない。

（1）外国に出張中の場合

（2）勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合で第113条第1項の規定により勤務しないことについて理事長の承認のあった場合を除く。）

（管理職手当の支給方法）

第20条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第2節 初任給調整手当

（初任給調整手当を支給される職員の範囲）

第21条 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので、その採用が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）を卒業した日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われた者に対して、初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達して

いる職員には、初任給調整手当を支給しない。

- 3 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第22条 初任給調整手当の支給期間は、35年とし、その月額は、採用の日以後の期間の区分に応じ別表第5に掲げる額（短時間勤務職員及び育児等短時間勤務職員にあってはその額にその者の勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額））とする。この場合において、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年、実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からそのを超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が、休職にされた場合における当該職員に対する別表第5の適用については、当該休職の期間（第113条第1項の規定により給与の全額を支給されている休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

- 3 第1項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第5に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると理事長が認めた場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、理事長が定めることができる。

第23条 第21条第1項に規定する職員となった者(同条第2項に規定する職員を除く。)のうち、当該職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で同条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間にすでに初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、そのを超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置)

第24条 第21条第1項に規定する職又は同条第3項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職

している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以後、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当の支給方法)

第25条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第3節 扶養手当及び地域手当

(扶養手当の支給範囲及びその額)

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は、扶養親族として認定しない。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他の相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障害者であるときは、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度（現状に顕著な変化がない限り、一般には労務に服することができないと認められる状態）でない者

4 職員が他の者と共同して同一人を扶養するときは、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

5 扶養手当の月額、第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

6 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の

数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

7 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当しても減額しない。

(1) 第114条の規定により給与を減額されたとき。

(2) 就業規則第40条第1項第2号に規定する減給の懲戒を受けたとき。

(扶養親族の届出及び扶養手当の支給)

第27条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届により理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族である要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養親族を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養親族を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子

でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 第1項の扶養親族の認定を受けようとする者は、理事長の請求があったときは、その事実を証明することのできる書類を提出しなければならない。

5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(地域手当)

第28条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の7（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）を乗じて得た額とする。

3 出向等により静岡市以外の地域で民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員の地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該地域の民間における賃金、物価及び生計費に関する事情を勘案して理事長が定めることができる。

4 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第4節 住居手当、通勤手当及び単身赴任手当

(住居手当の支給対象)

第29条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、月額1万500円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（父母又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の父母が居住している住宅の一部を借り受け、これに居住する職員又は法人から住宅を貸与され、これに入居している職員を除く。）に対し、3万円（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、3万7,500円）を限度として支給する。

2 前項の規定により住居手当を支給される職員のうち、第61条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万500円を超える家賃を支払っているもの又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住居として、同号に規定する異動若しくは勤務場所の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）（以下「異動又は勤務場所の移転等」という。）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして理事長が定める住宅を借り受けて、月額1万500円を超える家賃を支払っているものについては、次条第2項により算出した額の住居手当を支給する。

(住居手当の額)

第30条 前条第1項に該当する職員に対する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額)とする。

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万500円を控除した額
- (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1に相当する額(その控除した額の2分の1に相当する額が1万7,500円を超えるときは、1万7,500円)を1万2,500円に加算した額

2 前条第2項の規定に該当して支給する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 異動又は勤務場所の移転等による転居先の住宅に係る住居手当の支給を受けない職員 前項の規定の例により算出した額
- (2) 異動又は勤務場所の移転等による転居先の住宅に係る住居手当の支給を受ける職員 前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前条第1項の規定により住居手当を支給される職員のうち同条第2項の規定により住居手当を支給される職員である者の住居手当の月額は、第1項及び前項に定める額の合計額とする。

(住居の届出)

第31条 第29条第1項又は第2項の規定により住居手当を支給されることとなった職員は、住居届により、その居住等の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。当該職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

- (1) 住居、家賃の額等に変更があった場合
- (2) 第29条第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った場合

2 職員は、前項(同項第2号に該当する場合を除く。)に規定する届出をするに当たっては、当該要件を備えていることを証明するに足る書類を理事長に提出しなければならない。

(居住等の実情の確認及び住居手当の月額の決定)

第32条 理事長は、職員から前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に第29条第1項又は第2項の規定により住居手当が支給されるときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定の基準等)

第33条 家賃には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金

(3) 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金又は共益費

(4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

2 職員が自ら居住するため借り受けた住宅の居住に関する支払額に食費等が含まれている場合における家賃に相当する額の算出は、次に定めるところによる。

(1) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(2) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

3 職員が、自ら居住するため借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合における当該職員の居住部分に係る家賃に相当する額は、当該職員が支払っている家賃の額から当該転貸部分について当該職員が受けている貸付料の額を差し引いた額とする。

4 前項に規定する貸付料の算出は、第1項及び第2項の規定を準用する。

(住居手当の支給の始期及び終期)

第34条 住居手当の支給は、職員に新たに第29条第1項又は第2項の規定により住居手当を支給することとなったときは、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至ったときは、その日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第31条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第35条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が、第29条第1項又は第2項に規定する要件を備えているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(住居手当の支給の方法)

第36条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等で、当該支給日において支給できないときは、当該支給日後において支給することができるものとする。

(住宅の借受人等に関する特例)

第37条 職員が扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第26条第2項に規定する扶養親族をいう。）の借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている場合は、当該職員が自ら居住するため当該住宅を借り受けたものとみなす。

(通勤手当)

第38条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 交通機関等利用者 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 自動車等利用者 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 併用者 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 前項各号に掲げる職員のうち、当該各号の通勤手段を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって当該各号の通勤手段を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには、通勤手当は支給しないものとする。

(通勤等の定義)

第39条 この規程に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 この規程に規定する「通勤距離」は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

第40条 この規程に規定する「交通用具」は、次に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

第41条 この規程に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

(通勤の届出)

第42条 職員は、新たに第38条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を通勤届出書により、速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当の支給を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合（変更により第38条第1項に該当する職員でなくなった場合を含む。）、第56条の3第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合についても、同様とする。

第43条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第56条の3第1項第3号又は第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が第38条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第44条 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他これらに準じるもの（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第45条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、勤務時間規程第4条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

(通勤手当の支給日等)

第46条 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日（以下この条から第60条までにおいて「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第42条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において退職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第47条 通勤手当の支給は、職員に新たに第38条第1項の職員たる要件を具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項各号のいずれかを欠くこととなった場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第42条に規定する届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(支給単位期間)

第48条 支給単位期間とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位とする期間で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 自動車等 1 箇月

(2) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 6 箇月(当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)

(3) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1 箇月

(4) 理事長が定める普通交通機関等 1 箇月

- 2 前項第2号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第24条第1号の規定による退職その他の退職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前

項に規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第49条 支給単位期間は、第47条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項に規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において次の各号に掲げる場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったときは、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- (1) 就業規則第19条第1号の規定により休職にされた場合
- (2) 就業規則第19条第6号に規定する許可を受けた場合
- (3) 育児休業等又は育児休業等規程第21条の規定により介護休業をした場合
- (4) 地方公共団体等に出向を命ぜられた場合
- (5) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）第3条の承認を受けて自己啓発等休業をした場合
- (6) 就業規則第40条第1項第3号に規定する停職にされた場合

3 前項の規定に関わらず、出張、休暇、欠勤その他に事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をして引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日に属する月から開始する。

（交通機関等利用者の通勤手当の額）

第50条 交通機関等利用者の通勤手当の額は、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とし、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるとき（法人の要請により職員となったものその他理事長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通
用期間が支給単位期間である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関

等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

（3）第48条第1項第4号に規定する普通交通機関等 理事長の定める額

2 第45条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

3 前2項において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（自動車等利用者の通勤手当の額）

第51条 自動車等利用者の通勤手当の額は、次のとおりとする。

自動車等の片道の使用距離	手当額
4キロメートル未満	2,500円
4キロメートル以上7キロメートル未満	5,100円
7キロメートル以上10キロメートル未満	6,700円
10キロメートル以上13キロメートル未満	8,300円
13キロメートル以上15キロメートル未満	9,900円
15キロメートル以上18キロメートル未満	11,400円
18キロメートル以上20キロメートル未満	13,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	14,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,100円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,800円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,900円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,300円
45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	27,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	28,600円
60キロメートル以上	29,900円

2 短時間勤務職員等及び地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員の修学部分休業に関する規程（以下「修学部分休業規程」という。）による修学部分休業中の職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

(併用者の区分及び支給額)

第52条 併用者の区分及びこれに対応する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 併用者（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第50条及び第51条に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が15万円を超えるとき（法人の要請により職員となったものその他理事長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第53条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で次条に規定するもののうち、第38条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして第55条に規定する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められ、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（以下「特別料金相当額」という。）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3条の規定による額

2 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者(理事長が認めるものに限る。)のうち、第38条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして第55条に規定する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

3 1箇月当たりの運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第51条に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄

道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 4 第1項第1号及び前項にかかわらず、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、理事長が必要があると認める者に支給する場合は、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額とする。

第54条 前条に規定する職員は、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第55条 第53条に規定する住居は、勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のために利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 第53条に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第56条 第53条第2項に規定する住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 第53条第2項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（3）前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの（権衡職員等の範囲）

第56条の2 第53条第2項の任用の事情等を考慮して定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

（1）新たに給料表の適用を受ける職員となった者（理事長が認めるものに限る。）（次号に規定する者を除く。）のうち、当該適用の直前の住所と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなった者

（2）法人以外の地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員であった者から人事交流等により引き続いて職員となった者で新たに給料表の適用を受けることとなったもののうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第56条の3 第53条第2項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

（1）法人以外の地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員であった者から人事交流等により引き続いて職員となった者で新たに給料表の適用を受けることとなったもののうち、第38条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利

用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。)

(2) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住所(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) 職員又は配偶者の勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転(配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

(4) 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、第53条第2項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居(以下この項において「事由の発生等」という。)の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居で

あつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

（3）前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第57条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第44条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第50条（第1項第3号を除く。）の規定は、第53条第1項第1号に規定する特別料金等の額の算出について準用する。この場合において、第50条の中で「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等」と読み替えるものとする。

（返納の事由及び額等）

第58条 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。

（1）退職し、若しくは死亡した場合又は第38条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

（2）通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

（3）月の中途において第49条第2項各号に該当した場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

（4）出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により返納させる額は、前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、

使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、理事長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額とする。

- 3 職員に前項に定める額を返納させる場合、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（通勤手当を支給しない場合）

第59条 通勤手当の支給を受けている職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給しない。

（事後の確認）

第60条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第38条第1項各号のいずれかに該当するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（単身赴任手当）

第61条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の次条に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して次の各号に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して次の各号に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- （1）最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路により算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - （2）最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路により算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 2 新たに給料表の適用を受ける職員（理事長が認めるものに限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の次条で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、勤務場所の移転の直前の住居から勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して前項に定める基準に照ら

して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項に規定する単身赴任手当を支給される職員と権衡上必要があると認められるものとして第64条の規定に該当する場合には、第63条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(やむを得ない事情)

第62条 前条第1項に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
(単身赴任手当の額)

第63条 単身赴任手当の月額は、3万円(最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の各号で定める額を加算した額)とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 5万8,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 7万円

(権衡職員の範囲等)

第64条 第61条第2項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法人以外の地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員であった者から人事交流等により引き続いて職員になったこと（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第62条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第61条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第62条に規定するやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第61条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第62条に規定するやむを得ない事情に準じて理事長の定める事情（以下単に「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第63条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第61条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含

む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

- (5) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第62条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第61条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (6) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第61条第1項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (7) 第2号から前号までの規定中「勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員（理事長が認めるものに限る。）となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は勤務場所の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

- (8) 前各号に掲げるもののほか、単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が認める職員

（単身赴任手当の支給の調整）

第65条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（単身赴任の届出）

第66条 新たに第61条の職員たる要件を具備するに至った職員は、単身赴任届出書に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の

住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(事実の確認及び支給額の決定)

第67条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第61条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(単身赴任手当の支給の始期及び終期)

第68条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第61条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第61条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第66条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- 3 第1項ただし書の規定は、前項の規定により単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第69条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第61条の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要があると認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第70条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

(特殊勤務手当の種類)

第71条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医務手当
- (2) 救急医務手当
- (3) 病院勤務手当
- (4) 夜間看護手当
- (5) 待機手当
- (6) 感染症従事手当
- (7) 航空手当
- (8) 電気取扱業務手当
- (9) ボイラー取扱業務手当
- (10) 災害応急対策等業務手当

(対象となる業務等の範囲)

第72条 特殊勤務手当の対象となる業務等の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医務手当は、医師、歯科医師である職員、並びに診療放射線技師である職員が、診療、検診、検疫、救護又は保健指導に従事したときに支給する。
- (2) 救急医務手当は、医師である職員が理事長が定める当直業務に従事したときに支給する。
- (3) 病院勤務手当は、職員が診療、看護その他の患者に接する業務等に従事したときに支給する。
- (4) 夜間看護手当は、病棟に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師である職員又は理事長がこれらに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。
- (5) 待機手当は、助産師、看護師若しくは准看護師である職員又は理事長がこれらに準ずると認める職員が、救急診療等のため、正規の勤務時間以外の時間において、待機を命じられ待機したときに支給する。
- (6) 感染症従事手当は、職員が重大な感染症のうち理事長が認める感染症等の患者の診療、看護等に従事したときに支給する。
- (7) 職員が救急搬送等医療活動又はその訓練等のため、回転翼航空機に搭乗したときに支給する。
- (8) 電気取扱業務手当は、職員が電気関係の取扱作業に従事したときに支給する。
- (9) ボイラー取扱業務手当は、職員がボイラー取扱作業に従事したときに支給する。

- (10) 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した市外の地域に派遣された職員（当該地域の他の団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策若しくは災害復旧の業務に従事したときに支給する。

（特殊勤務手当の額）

第73条 第71条各号に定める特殊勤務手当の額は、別表第6に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員等に支給する医務手当の額（医師又は歯科医師である職員に加算する額を除く。）は、別表第6に定める額に勤務時間規程第4条第2項から第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（特殊勤務手当の支給額の調整等）

第74条 月額をもって定められている特殊勤務手当（以下この条において「月額特勤手当」という。）を支給する場合において、職員が休暇、休職、停職等のため勤務しなかった期間があるときは、第73条第1項の規定に基づく当該手当の月額に次に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給額とする。

- (1) 実際に勤務した日数がその月の勤務すべき日数の3分の2以上の場合、100分の100

- (2) 実際に勤務した日数がその月の勤務すべき日数の3分の1以上3分の2未満の場合、100分の50

- (3) 実際に勤務した日数がその月の勤務すべき日数の3分の1未満の場合、100分の30

- 2 月額特勤手当を支給する場合において、職員が月の途中で採用され、若しくは退職したとき、若しくは月の途中で配置換になったとき、又は昇任、勤務の形態の変更等により給料額に異動が生じたときは、日割計算による額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給額とする。

- 3 日額をもって定められている特殊勤務手当（第71条6項の手当を除く。以下この条において「日額特勤手当」という。）を支給する場合において、1日の作業時間が3時間に満たないときは、当該手当の日額に100分の50を乗じて得た額を支給額とする。

- 4 職員が、同一の日に日額特勤手当に係る作業の2以上に従事したときは、それらの作業のうち最高額の特殊勤務手当の額を支給する。

- 5 月額特勤手当は、当該月において勤務実績がない場合は、支給しない。

- 6 支給額が時間を基礎として定められている特殊勤務手当を支給する場合において、その時

間数はその月分を特殊勤務手当の区分ごとに通算し、それぞれ1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(特殊勤務手当の支給制限)

第75条 特殊勤務手当は、第16条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

ただし、第71条第1号から第5号に規定する特殊勤務手当の支給については、この限りでない。

(特殊勤務実績簿の作成)

第76条 所属長は、職員の特殊勤務(月額をもって定められているものを除く。)について、特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

(特殊勤務手当の支給方法)

第77条 特殊勤務手当は、その月分を翌月に支給する。

第6節 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当

(時間外勤務手当)

第78条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第81条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 第81条第1項第1号に規定する祝日法による休日のうち1月1日及び同日に代わる代休日並びに第81条第1項第2号に規定する年末年始の休日 100分の150

(3) 前2号に規定する勤務以外の勤務 100分の135

2 短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項で適用する割合は、前項の規定に関わらず、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第8条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第5条第2項又は第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項に

において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条第3項に規定する時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 前3項の規定にかかわらず、これらの規定により時間外勤務手当が支給されることとなる時間の合計が1箇月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合には100分の150(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合には100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当の取扱い)

第79条 前条第1項の規定は、前条第1項に掲げる勤務が次の各号のいずれかが行われた場合における正規の勤務時間(これに相当する時間を含む。)を超える勤務であるときには、適用しない。

- (1) 勤務時間規程第8条に規定する週休日の振替
 - (2) 勤務時間規程第15条第1項に規定する代休日の指定
- 2 前項の場合における時間外勤務手当の支給割合は、前条第1項に掲げる勤務が前項各号に掲げる振替等が行われなかったとした場合における日に行われたときにおける支給割合とする。
- 3 休憩時間及び睡眠時間は、時間外勤務手当の支給の基礎となる時間数に含まない。ただし、休憩時間及び睡眠時間中に所属長の命により勤務したときは、時間外勤務として取り扱う。
- 4 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。
- 5 業務により出張中の職員(地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員等旅費規程第24条に規定する区域に出張する者を除く。)は、その出張中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、出張目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを職員の所属長があらかじめ命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間について明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給する。
- 6 前条第3項で規定する理事長が定める時間は、短時間勤務職員等が、勤務時間規程第8条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時

間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間とする。

(時間外勤務手当の計算及び支給方法)

第80条 時間外勤務手当は、時間外勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員に対し、同様式による時間外勤務記録簿により実際に勤務した時間を基礎として支給する。

- 2 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月分をそれぞれ支給する割合の異なる部分ごとに通算し、それぞれ1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(休日勤務手当)

第81条 次に掲げる日（勤務時間規程第5条第1項又は第6条の規定により日曜日及び土曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間規程第14条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日が勤務時間規程第5条第1項及び第6条の規定による週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務手当を支給する。

- (1) 勤務時間規程第14条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第15条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）
 - (2) 勤務時間規程第14条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第15条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）
- 2 前項に規定する休日勤務手当は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(1) 祝日法による休日等のうち1月1日以外の日における勤務 100分の135

(2) 祝日法による休日等のうち1月1日及び年末年始の休日等における勤務 100分の150

(休日勤務手当の取扱い)

第82条 休日勤務手当は、祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「休日」という。）における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給する。休日において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。

- 2 休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 3 1勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日に当たるときの休日勤務手当は、休日に当

たる日の勤務に対してのみ支給する。

- 4 第80条の規定は、休日勤務手当について準用する。この場合において、同条中「時間外勤務手当」とあるのは「休日勤務手当」と、「時間外勤務命令簿」とあるのは「休日勤務命令簿」と、「時間外勤務記録簿」とあるのは「休日勤務記録簿」と読み替えるものとする。

(監視又は断続的勤務に従事する者の取扱い)

第83条 職員のうち監視又は断続的勤務に従事する者で理事長が指定するものについては、第78条から第82条までの規定にかかわらず、その支給額を減じ、又は支給しないことができる。

(夜間勤務手当)

第84条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。

- 2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。
- 3 午後10時から翌日の午前5時までの間における正規の勤務時間中の勤務の中に休日に当たる部分があるときは、その部分の勤務に対しては、休日勤務手当と夜間勤務手当とを併給する。
- 4 所属長は、職員の夜間勤務について夜間勤務記録簿を作成しなければならない。
- 5 第80条の規定は、夜間勤務手当について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第85条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 前項の規定に関わらず、初任給調整手当及び特殊勤務手当の支給対象の職員においては、前項本文の規定中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額を加算するものとする。

- (1) 初任給調整手当 当該初任給調整手当の額
- (2) 月額特殊勤務手当 当該特殊勤務手当の額
- (3) 日額特殊勤務手当のうち、病院勤務手当、電気取扱業務手当又はボイラー取扱業務手当
当該特殊勤務手当の額に20を乗じて得た額（短時間勤務職員等にあつては、当該額に勤務割合を乗じて得た額）
- (4) 管理職手当 当該管理職手当の額

(勤務時間数の算出)

第86条 前条に規定する1週間当たりの正規の勤務時間数は、38時間45分とする。

2 短時間勤務職員等における1週間当たりの勤務時間数は、勤務時間規程第4条第2項、第3項又は第4項の規定により理事長が定めたその者の1週間の勤務時間数とし、前条第1項の規定中「7時間45分に19を乗じて得た時間」とあるのは「7時間45分に19を乗じて得た時間に勤務割合を乗じて得た時間」とする。

3 地方公共団体等へ出向した職員の勤務時間数は、前2項の規定にかかわらず、当該出向団体の1週間の勤務時間数によって計算する。ただし、当該出向団体の勤務時間によりがたいと理事長が認める場合は、この限りでない。

(宿日直手当)

第87条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に定める額を宿日直手当として支給する。

(1) 救急の外来患者及び入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務

ア 宿日直業務の開始が第81条第1項第1号に規定する祝日法による休日のうち1月1日及び同日に代わる代休日並びに第81条第1項第2号に規定する年末年始の休日(以下「年末年始の期間」という。)である宿日直業務を行った場合 26,200円(勤務時間が5時間未満にあつては13,100円)

イ 宿日直業務の開始が年末年始の期間を除く期間である宿日直業務を行った場合 21,000円(勤務時間が5時間未満にあつては10,500円)

(2) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士の宿日直勤務

ア 宿日直業務の開始が年末年始の期間である宿日直業務を行った場合 9,200円(勤務時間が5時間未満にあつては4,600円)

イ 宿日直業務の開始が年末年始の期間を除く期間である宿日直業務を行った場合 7,400円(勤務時間が5時間未満にあつては3,700円)

(3) 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿日直勤務

ア 宿日直業務の開始が年末年始の期間である宿日直業務を行った場合 11,500円(勤務時間が5時間未満にあつては5,700円)

イ 宿日直業務の開始が年末年始の期間を除く期間である宿日直業務を行った場合 9,200円(勤務時間が5時間未満にあつては4,600円)

(4) 前各号以外の宿日直勤務

ア 宿日直業務の開始が年末年始の期間である宿日直業務を行った場合 7,500 円（勤務時間が5時間未満にあつては3,700 円）

イ 宿日直業務の開始が年末年始の期間を除く期間である宿日直業務を行った場合 6,000 円（勤務時間が5時間未満にあつては3,000 円）

2 前条に規定する宿日直勤務は、職員が勤務を要しない日及び休日においてその本務に従事しないでその勤務場所において勤務（以下「日直勤務」という。）を命ぜられ、又は職員がその勤務場所に宿泊し、その本務に従事しないで勤務（以下「宿直勤務」という。）を命ぜられこれに服することをいう。

3 日直勤務及び宿直勤務を本務とする者には、宿日直手当は支給しない。

4 日直勤務又は宿直勤務中において、所属長の命によりその本務に従事したときは、第85条の規定による勤務1時間当たりの金額にその勤務時間数を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 前項の場合における宿日直手当は、所定の日直勤務又は宿直勤務の時間数からその本務に従事した勤務時間数を減じて得た時間数をその日の日直勤務又は宿直勤務の時間数として、第1項の規定により支給するものとする。

6 前項の勤務は、第78条、第81条及び第84条の勤務には含まれないものとする。

（時間外勤務手当等の支給）

第88条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第89条 第16条の規定により管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第8条の規定による週休日又は休日（次項及び第5項において「週休日等」という。）に勤務をした場合、当該職員には、次の表の左欄に掲げる管理職手当（別表第3又は別表第4に掲げる支給月額をいう。）を支給される者（以下「管理職手当受給者」という。）の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。

職員の区分	額
別表第3中149,900円、132,000円、120,000円、110,000円、106,400円若しくは103,200円の管理職手当受給者、別表第4中	12,000円

113,100円、107,100円、99,500円、90,500円、82,700円、80,400円 若しくは78,400円の管理職手当受給者	
別表第3中92,000円の管理職手当受給者、別表第4中67,800円の管理職手当受給者	10,000円
別表第3中83,000円、78,700円若しくは72,300円の管理職手当受給者、別表第4中54,500円、51,700円若しくは47,700円の管理職手当受給者	8,500円
別表第3中66,000円の管理職手当受給者	7,000円

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合、当該職員には、当該職員には、次の表の左欄に掲げる管理職手当受給者の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める額を管理職員特別勤務手当として支給する。

職員の区分	額
別表第3中149,900円、132,000円、120,000円、110,000円、106,400円若しくは103,200円の管理職手当受給者、別表第4中113,100円、107,100円、99,500円、90,500円、82,700円、80,400円若しくは78,400円の管理職手当受給者	6,000円
別表第3中92,000円の管理職手当受給者、別表第4中67,800円の管理職手当受給者	5,000円
別表第3中83,000円、78,700円若しくは72,300円の管理職手当受給者、別表第4中54,500円、51,700円若しくは47,700円の管理職手当受給者	4,300円
別表第3中66,000円の管理職手当受給者	3,500円

- 3 前2項の規定にかかわらず、管理職手当が支給される者のうち短時間勤務職員等に係る前項の規定の適用にあつては、同項中「管理職手当の額（別表第3又は別表第4に掲げる支給月額をいう。）を支給される者（以下「管理職手当受給者」という。）」とあるのは「その職に応じて定める管理職手当の額（別表第3又は別表第4に掲げる支給月額をいう。）」と、「職員の区分」とあるのは「管理職手当の区分」と、「の管理職手当受給者」とあるのは「の管理職手当」と読み替えるものとする。

- 4 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した時間が6時間を超える場合には、第1項に規定に掲げるその者に支給する管理職員特別勤務手当の額に100分の150を乗じて得た額を支給する。
- 5 次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。
 - (1) 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合
 - (2) 第2項の勤務をした後、引き続いて第1項の勤務をした場合
- 6 所属長は、管理職員特別勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

第7節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当の支給対象)

第90条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第99条まで及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外のものに対して支給する。

- (1) 無給休職者（就業規則第19条第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - (2) 刑事休職者（就業規則第19条第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
 - (3) 停職者（就業規則第40条第1項第3号に規定する停職にされている職員をいう。）
 - (4) 専従休職者（就業規則第19条第6号に規定する理事長の許可を受けている職員をいう。）
 - (5) 育児休業等をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認を得た期間のうち、育児休業等をしている期間、停職にされた期間、就業規則第19条第6号に規定する理事長の許可を受けた期間及び休職（第113条第1項に該当する期間を除く。）以外の期間を含む。）がない職員
 - (6) 自己啓発等休業規程第3条の規定により理事長からの承認を受けて自己啓発等休業をしている職員
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外のものに当該基準日に係る期末手当を支給する。
- (1) その退職が就業規則第40条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分であった者
 - (2) その退職が就業規則第27条第1項第3項の規定による解雇（就業規則第10条第2項第1号に該当する場合を除く。）であった者
 - (3) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
 - (4) その退職に引き続き次に掲げる者となったもの

ア 国家公務員（期末手当及び勤勉手当の支給についてこの規程の適用を受ける職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている国家公務員をいう。以下同じ。）

イ 地方公共団体の職員（期末手当及び勤勉手当の支給についてこの規程の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体に勤務する職員をいう。以下同じ。）

ウ 地方公社等職員（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人（以下これらを「地方公社等」という。）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人のうち期末手当及び勤勉手当の支給についてこの規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該地方公社等の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公社等に勤務する職員をいう。以下同じ。）

3 基準日前1箇月以内においてこの規程の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前項及び第97条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

（期末手当の支給日）

第91条 期末手当は、次に掲げる日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日。第99条において「支給日」という。）に支給する。

（1）基準日が6月1日であるとき 6月30日

（2）基準日が12月1日であるとき 12月10日

（期末手当の額）

第92条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、期末手当支給率及び期末手当期間率を乗じて得た額とする。

（期末手当基礎額）

第93条 前条の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員及び育児等短時間勤務職員にあっては、それぞ

れその基準日現在において受けるべき給料の月額にその者の勤務割合で除して得た額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(期末手当支給率)

第94条 第92条の期末手当支給率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 次号から第4号以外の職員 100分の125
- (2) 特定管理職員 100分の105
- (3) 定年前再雇用短時間勤務職員のうち特定管理職員以外のもの 100分の70
- (4) 定年前再雇用短時間勤務職員のうち特定管理職員 100分の60

2 前項第2号の「特定管理職員」は、その職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもので、次に掲げるものをいう。ただし、休職にされている職員（第113条第1項に該当する職員）及び出向職員を除く。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上で、第16条に定める管理職手当の支給を受けるもの
- (2) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級の職員
- (3) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上で、管理職手当の支給を受ける職員（看護師長であるものを除く。）
- (4) 事務職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上であるもの

(期末手当期間率)

第95条 第92条の期末手当期間率は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

2 前項の在職期間は、この規程の適用を受ける職員としての在職した期間とし、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第90条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業等（次に掲げる育児休業等を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 育児休業等規程第4条に規定する育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 育児休業等規程第10条の2の規定による出生時育児休業であつて、当該出生時育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である出生時育児休業

（3）休職にされていた期間については、その2分の1の期間

（4）短時間勤務職員及び育児等短時間勤務職員として在籍した期間については、当該期間から当該期間にその者の勤務割合を乗じて得た期間を減じて得た期間の2分の1の期間

（5）修学部分休業規程の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間において、当該承認を受けて勤務しなかった時間に対応する期間については、その2分の1の期間

（6）自己啓発等休業規程の規定により自己啓発等休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

3 業務傷病等による休職者（第113条第1項の規定の適用を受ける職員。以下同じ。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

4 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者で勤務日及び勤務時間が常勤の職員とほぼ同様である者がこの規程の適用を受ける職員となった場合（引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。ただし、次に掲げる者としての期末手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けた者については、その支給に係る期間は、算入しない。

（1）地方独立行政法人静岡市立静岡病院研修医及び専攻医等制度規程第2条第2項の専攻医

（2）地方独立行政法人静岡市立静岡病院有期雇用職員就業規則第2条第2項第1号の特定有期雇用職員及び同項第2号の一般有期雇用職員

（3）国家公務員

（4）地方公共団体の職員

（5）地方公社等職員

（6）就業規則第17条の規定により出向している職員

5 前項の期間の算定については、第2項及び第3項の規定を準用する。

（期末手当の職務加算）

第96条 次に掲げる職員について、第93条の規定にかかわらず、同条の規定する合計額に、その

者が受けるべき給料月額（短時間勤務職員等にあつては、給料月額に勤務割合を乗じて得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に別表第8の職員欄に応じ、同表の加算割合欄に定める割合で除して得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

- （1）医療職給料表（1）の適用を受ける職員
- （2）医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- （3）医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が4级以上であるもの
- （4）事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3级以上であるもの
- （5）職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前各号に掲げる者に相当する職員として理事長が定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、他の職員との権衡上必要と認めるときは、別に定めることができる。

（休職者の期末手当）

第97条 第113条第2項及び同条第5項に規定する職員（当該各号に規定する期間内で基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したものを含み、第90条第2項各号に該当する職員を除く。）に、第91条に規定する支給日に、第92条から前条までの規定により計算して得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の割合を乗じた額の期末手当を支給することができる。

- （1）第113条第2項に規定する職員 100分の80
- （2）第113条第5項に規定する職員 100分の100以内

（期末手当の支給制限）

第98条 次の各号のいずれかに該当する者には、第90条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（同条第1項第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- （1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒として解雇された職員
- （2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第27条第1項第3号の規定により解雇された職員（就業規則第10条第2項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- （3）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- （4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を

取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第99条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 5 前条第4号及び第1項（これらの規定を第108条において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。
- 6 第97条第4項各号に掲げる者が引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 7 理事長は、第1項（第108条において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行つた場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 8 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、当該処分の内容を公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があつたものとみなす。
- 9 理事長は、第2項本文の規定により一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

（勤勉手当の支給対象）

第100条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第108条まで及び附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、次に掲げる職員以外のものに対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- （1）休職者。ただし、業務傷病等による休職者を除く。
 - （2）第90条第1項第3号、第4号又は第6号に該当する者
 - （3）育児休業等をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（他の機関に出向を命じられていた期間を含む。）がないもの
 - （4）外国に出向を命じられている職員
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員以外のものに当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- （1）その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者
- （2）第90条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる者

（勤勉手当の支給日）

第101条 勤勉手当は、次に掲げる日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日。以下この条から第108条まで及び附則第13項第4号において「支給日」という。）に支給する。

- （1）基準日が6月1日であるとき 6月30日

(2) 基準日が12月 1 日であるとき 12月10日

(勤勉手当の額)

第102条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤勉手当期間率及び成績率を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、理事長が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、著しく困難であると認められる特別の事情がある場合を除き、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 次号から第4号以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下次号及び附則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額

(2) 特定管理職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の125を乗じて得た額

(3) 定年前再雇用短時間勤務職員のうち特定管理職員以外のもの 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額

(4) 定年前再雇用短時間勤務職員のうち特定管理職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の60を乗じて得た額

(勤勉手当基礎額)

第103条 前条の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第13項第4号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員及び育児等短時間勤務職員にあっては、それぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額にその者の勤務割合で除して得た額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(勤勉手当期間率)

第104条 第102条の勤勉手当期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第9に定める割合とする。

2 前項の勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

3 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第90条第1項第3号若しくは第4号に掲げる職員として在職した期間

- (2) 育児休業等をしている期間として在職した期間（第95条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業等を除く。）
 - (3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）
 - (4) 短時間勤務職員及び育児等短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に勤務割合を乗じて得た期間を減じて得た期間
 - (5) 第114条の規定により給与を減額された期間（勤務時間規程第17条の規定による組合休暇により給与を減額された期間を除く。）が1日を超える場合には、その給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が業務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）に起因する場合を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間規程に規定する週休日及び休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業等規程第21条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 育児休業等規程第15条、第32条及び第38条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
 - (10) 修学部分休業規程の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間において、当該承認を受けて勤務しなかった時間に対応する期間
 - (11) 自己啓発等休業規程の規定により自己啓発等休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- 4 第95条第4項の規定は、第2項に規定するこの規程の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

5 前項の期間の算定については、第3項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第105条 第102条の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。

- (1) 定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 100分の315（第94条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の375）
- (2) 定年前再雇用短時間勤務職員 100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）
（勤勉手当の成績率の特例）

第106条 前条の規定にかかわらず、支給期間において別表第10の減率事由欄に掲げる事由のいずれかに該当する職員(理事長がその者の事情を考慮してやむを得ないと認める者を除く。)にあっては、同条の割合に、同表の減率事由欄の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た割合をもって、その者の成績率とする。

(勤勉手当の職務加算)

第107条 第96条の規定は、第103条の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、「第93条」とあるのは、「第103条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の支給制限等)

第108条 第98条及び第99条の規定は、第100条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第98条中「第90条」とあるのは「第100条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第100条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第101条に規定する勤勉手当を支給する日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(端数計算)

第109条 第93条の期末手当基礎額又は第103条の勤勉手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第8節 その他

(定年前再雇用短時間勤務職員等についての適用除外)

第110条 第21条及び第26条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

2 第78条、第81条及び第84条の規定は、第16条に規定する職にある職員(医療職給料表(1)の適用者が正規の勤務時間以外の時間において手術、緊急処置その他診療行為に伴う業務(理事長が認めたものに限る。)に従事したときを除く)には適用しない。

第4章 雑則

(自己啓発等休業取得中の給与)

第111条 法人に勤務する職員のうち、自己啓発等休業規程第3条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業の期間中、給与を支給しない。

(修学部分休業取得中の給与)

第112条 職員が修学部分休業規程第3条第1項の承認を受けて勤務しない場合には、第85条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、その者の給料の月額並びにこれに対する給料の調整額、地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当(月額をもって定められているものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤

務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第113条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、次に掲げる区分に対応する休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(1) 結核性疾患にかかり休職にされたとき その休職の期間が満2年（就業規則第20条第3項の規定による減算の対象となる過去の休職があるときは、満2年から同項の規定により減算する期間を減算した期間とする。）に達するまで

(2) 前号以外の心身の故障により休職にされたとき その休職の期間が満1年（就業規則第20条第3項の規定による減算の対象となる過去の休職があるときは、満1年から同項の規定により減算する期間を減算した期間とする。）に達するまで

3 職員が就業規則第19条第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第19条第3号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の50以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第19条第4号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 職員が就業規則第19条の規定により休職にされたときは、第2項から前項までに規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(給与の減額)

第114条 職員が所定の勤務日において勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のうち次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第85条第1項の規定に基づき計算した勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(1) 勤務時間規程の規定（組合休暇に係るものを除く。）により理事長が勤務しないことにつ

いて承認を与えた日又は時間

- (2) 就業規則第5条ただし書きの規定によりあらかじめ理事長の承認を得てその職務に専念する義務を免除された期間

2 減額の時期は、次のとおりとする。

- (1) 減額は、翌月の給料支給日に給料及びこれに対する地域手当から行うものとする。ただし、給料表の異動、休職、減給、停職等により翌月の給料支給日に減額して、なお減額すべき残余の額があるときは、翌々月以降の給料支給日に減額するものとする。
- (2) 減額されるべき職員が退職、無給休職、1月以上の停職等の理由により翌月の給与を支給されないときは、その月の給料を支給する日に給料及びこれに対する地域手当から減額する。ただし、減額してなお残余の額があるとき、又はその月の給料及びこれに対する地域手当から減額できないときは、この規程に基づく未支給の給与を支給する日にこれらの給与から差し引くものとする。

3 減給時間数は、その計算期間ごとに通算し、その時間数に1時間未満の端数があるときは、時間外勤務の計算の例による。

(口座振替による支払)

第115条 給与は、職員（退職した者を含む。）から申出があった場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第116条 労働基準法第24条の規定に基づき、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費
- (2) 互助会がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (3) 職員相互間の親睦の会の会費
- (4) 労働組合がその運営のため職員から徴収する経費
- (5) 労働組合がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (6) 団体扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (7) 財形貯蓄積立金
- (8) 静岡県市町村職員共済組合貯金の積立金
- (9) 法人が規定する規程、要綱等に基づく職員のために行う事業に係る職員が負担する経費
- (遺族への支給)

第117条 職員が死亡した場合における職員の給与は、その職員の遺族に支給する。

2 前項の遺族とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

3 前項に掲げる者の給与の支給を受ける順位は同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者の順位については、これらに掲げる順位による。

4 給与の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、そのうち1人を総代者とし、その者に支給する。

(委任)

第118条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受けていた職員が、静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院への職員の引継ぎに関する条例（平成28年静岡市条例第22号）に基づき法人の職員（以下「引継職員」という。）となった場合の施行日における職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、施行日前日の職務の級、号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間を考慮して決定する。

(育児休業等の取扱い)

3 引継職員のうち、施行日の前日において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしていた職員及び静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定による介護休暇を取得していた職員及びその他理事長の定める職員の昇給の取扱いは、他の職員との権衡を失しない範囲で理事長が定める。

(勤務成績の取扱い)

4 施行日以後、最初に行われる引継職員における第6条第3項の昇給にかかる同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く静岡市職員としての在職期間にかかる当該職

員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

(初任給調整手当の取扱い)

- 5 引継職員にかかる第22条の規定の適用については、施行日の前日において給与条例第13条の2第1項の規定により支給されていた初任給調整手当の額及び期間を、第22条の規定により支給された初任給調整手当の額及び期間とみなす。

(扶養手当の取扱い)

- 6 引継職員に係る扶養手当について、施行日の前日に給与条例に基づき認定を受けていた内容をもって当該事項に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(住居手当の取扱い)

- 7 引継職員に係る住居手当について、施行日の前日までに静岡市職員の住居手当に関する規則（平成15年静岡市規則第39号）の規定によりなされた届出その他の行為は、その内容をもって当該事項に変更がない限り、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(通勤手当の取扱い)

- 8 引継職員に係る通勤手当について、施行日の前日までに静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の規定によりなされた届出その他の行為は、その内容をもって当該事項に変更がない限り、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(単身赴任手当の取扱い)

- 9 引継職員に係る単身赴任手当について、施行日の前日までに静岡市職員の単身赴任手当に関する規則（平成15年静岡市規則第40号）の規定によりなされた届出その他の行為は、その内容をもって当該事項に変更がない限り、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(期末手当及び勤勉手当の取扱い)

- 10 平成28年6月1日を基準日とする引継職員の期末手当及び勤勉手当の支給にかかる第95条及び第100条の規定の適用について、施行日の前日までの引き続き静岡市職員としての在職期間又は勤務成績は、第95条又は第100条の勤務成績とみなす。

(給与条例における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

- 11 引継職員のうち、この規程の施行の日以降も静岡市職員として在職したものとするならば、静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第5号）附則の規程による給料の支給を受けることができるものの給料月額については、同附則の例による。
- 12 前項の規定に該当する職員の前項の適用について、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

(55歳を超える職員の給料の減額支給等)

13 平成31年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下、この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）給料 当該特定職員の給料の月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料の月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給における給料の月額に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料の月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給における給料の月額を減じた額（以下この項及び附則第14項において「給料月額減額基礎額」という。））

（2）地域手当 当該特定職員の給料の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

（3）期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第96条の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表第8の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期末手当支給率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る勤勉手当期間率を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第98条の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表第8の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期末手当支給率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る勤勉手当期間率を乗じて得た額）

（4）勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第107条において準用する第96条の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表第8の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てる。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る勤勉手当期間率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合(附則第15項及び第16項の最低号給に達しない場合をいう。以下同じ。))にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第107条において準用する第96条の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表第8の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る勤勉手当期間率を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額)

- (5) 第97条の規定により支給される期末手当 第3号に定める額に、第97条各号の規定による割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
医療職給料表(2)	4級
医療職給料表(3)	5級
事務職給料表	4級

- 14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合又は特定職員が月の初日以外の日に特定職員以外の者となった場合、退職した場合(死亡した場合を除く。)若しくは給与規程第13条に規定する事由その他理事長が定める事由に該当した場合におけるその給与期間の附則第13項各号(第3号及び第4号を除く。)に定める額に相当する額は、その月の給与期間の現日数から週休日(勤務時間規程第5条第1項に規定する週休日をいう。)の日数を差し引いた日数を基準にして日割りにより計算する。
- 15 附則第13項の規定が適用される間、第102条第2項第1号及び第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定管理職員にあっては、100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 16 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第78条、第81条及び第84条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第86条の規定にかかわらず、同条の規定に

より算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（55歳を超える職員の給料の減額支給等の適用を受けている短時間勤務職員等に関する読替え）

- 17 短時間勤務職員等に対する附則第13項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給における給料の月額に」とあるのは「号給における給料の月額に勤務割合を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に勤務割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料の月額及び」とあるのは「給料の月額を勤務割合で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を勤務割合で除して得た額」とする。

- 18 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第86条の規定の適用については、同条中「第86条」とあるのは、「附則第16項」とする。

（55歳を超える職員の管理職手当の額）

- 19 平成31年3月31日までの間、特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後におけるその者の管理職手当の額は、第16条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同各号の規定によるその者の手当の額（第17条の規定により加算する額を含む。）に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（55歳を超える職員の管理職員特別勤務手当の額）

- 20 前項の適用を受ける職員に係る管理職員特別勤務手当の額については、同項の規定にかかわらず、別表第3若しくは別表第4で定めるその者の手当の額をその者に支給される管理職手当の額とみなして、第89条第1項及び第2項の規定を適用する。

（医務手当の支給額の特例）

- 21 当分の間、別表第6の規定にかかわらず、職員（診療放射線技師を除く。）に支給する医務手当のうち月額をもって定められているものの額は、同表に規定する額に1万円を加えて得た額とする。

（特定日以後における給料の取扱い）

22 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置としてこの規程その他の規程において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

23 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）第5条第1項第1号アの適用を受ける職員

（2）就業規則第23条の2第1項及び第2項の規定により勤務している職員（就業規則第24条第1項第1号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（3）就業規則第23条の2第1項ただし書きの規定により異動期間を延長された職員

24 就業規則第23条の4に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において、「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第22項の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給

する。

- 27 附則第 24 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 22 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 28 附則第 24 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 15 条第 2 項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 24 項、第 26 項又は第 27 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 29 附則第 22 項から前項までに定めるもののほか、附則第 22 項の規定による給料月額、附則第 24 項の規定による給料その他附則第 22 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日一部改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日一部改正）

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日一部改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日一部改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日一部改正）

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日一部改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 10 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（適用）
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 30 年 4 月 1 日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成 30 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる

職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年12月10日一部改正)

この規程は、平成30年12月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月10日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成32年3月31日までの間、第26条第3項中「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項第2号の次に次の2項を加える。

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について

第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（令和元年10月21日一部改正）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 平成31年4月1日から適用する。

（平成31年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程を適用する場合においては、改

正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年12月9日一部改正）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日一部改正）

この規程は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年3月11日一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月12日一部改正）

この規程は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年11月30日一部改正）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日一部改正）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年6月25日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第104条第3項第2号の規定は平成28年4月1日から、改正後の給与規程第104条第3項第8号の規程は平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月30日一部改正）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第71条第6号、第72条第6号及び第73条関係別表第6中感染症従事手当に関する改正規定 令和4年3月14日
 - (2) 第5条関係別表第1及び別表第2、第16条、第17条関係別表第4、第73条関係別表第6中病院勤務手当に関する規定、第94条第2項第4号並びに第96条関係別表第8の改正規定 令和4年4月1日(適用)
- 2 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第71条第6号、第72条第6号及び第73条関係別表第6中感染症従事手当に関する規定は、令和4年1月1日から適用する。
(特定の職務の級の切替え)
- 3 令和4年4月1日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、改正後給与規程に定めるもののほか、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)
- 4 施行日の前日において改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正前給与規程」という。）別表第1ウの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 5 施行日の前日において改正前給与規程別表第2の給料表の適用を受けていた職員の新号給は、次項に規定する職員を除き、旧級及び旧号給に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 6 附則第3項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて附則別表第4に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 8 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与規程に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 9 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、令和14年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後給与規程第15条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（令和4年3月14日一部改正）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年6月30日一部改正）

この規程は、令和4年6月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則別表第1

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
事務職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
		3 級
	3 級	3 級

		4 級
	4 級	5 級
	5 級	6 級
	6 級	7 級
	7 級	8 級
	8 級	9 級

附則別表第 2

医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうち 3 級のものの新号給

旧号給 \ 新号給	2 級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	13
15	14
16	15
17	16
18	17
19	17
20	18

21	19
22	20
23	21
24	21
25	22
26	23
27	24
28	25
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	29
35	30
36	31
37	32
38	32
39	33
40	34
41	35
42	36
43	37
44	37
45	38
46	39
47	40
48	41
49	41
50	42

51	43
52	44
53	45
54	45
55	46
56	47
57	48
58	49
59	49
60	50
61	51
62	52
63	53
64	53
65	54
66	55
67	56
68	57
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68

81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97

附則別表第 3

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24

25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46			
47	47	47	47			
48	48	48	48			
49	49	49	49			
50	50	50	50			
51	51	51	51			
52	52	52	52			
53	53	53	53			
54	54	54	54			

55	55	55	55			
56	56	56	56			
57	57	57	57			
58	58	58	58			
59	59	59	59			
60	60	60	60			
61	61	61	61			
62	62	62				
63	63	63				
64	64	64				
65	65	65				
66	66	66				
67	67	67				
68	68	68				
69	69	69				
70	70	70				
71	71	71				
72	72	72				
73	73	73				
74	74	74				
75	75	75				
76	76	76				
77	77	77				
78	78					
79	79					
80	80					
81	81					
82	82					
83	83					
84	84					

85	85					
86	86					
87	87					
88	88					
89	89					
90	90					
91	91					
92	92					
93	93					

附則別表第 4

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

(1) 事務職給料表の適用を受ける職員のうち旧級が 2 級のものの新号給

新級 旧号給	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	2	1
5	3	1
6	4	1
7	6	1
8	7	1
9	8	1
10	9	1
11	10	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1

15	15	1
16	17	1
17	18	1
18	19	1
19	21	2
20	22	4
21	23	5
22	25	6
23	26	8
24	28	10
25	30	11
26	32	12
27	33	14
28	35	16
29	37	17
30	39	18
31	41	20
32	42	21
33	44	22
34	45	24
35	47	25
36	49	26
37	50	27
38	52	28
39	54	29
40	56	31
41	57	32
42	60	33
43	61	34
44	64	36

45	66	37
46	68	38
47	71	39
48	73	40
49	77	41
50	84	42
51	90	44
52	97	45
53	102	46
54	109	47
55	116	49
56	123	50
57	125	52
58	125	53
59	125	54
60	125	55
61	125	56
62	125	58
63	125	60
64	125	62
65	125	64
66	125	67
67	125	70
68	125	73
69	125	76
70	125	81
71	125	85
72	125	90
73	125	94
74	125	98

75	125	101
76	125	105
77	125	107
78	125	110
79	125	113
80	125	113
81	125	113
82	125	113
83	125	113
84	125	113
85	125	113
86	125	113
87	125	113
88	125	113
89	125	113
90	125	113
91	125	113
92	125	113
93	125	113
94	125	113
95	125	113
96	125	113
97	125	113
98	125	113
99	125	113
100	125	113
101	125	113
102	125	113
103	125	113
104	125	113

105	125	113
106	125	113
107	125	113
108	125	113
109	125	113
110	125	113
111	125	113
112	125	113
113	125	113
114	125	113
115	125	113
116	125	113
117	125	113
118	125	113
119	125	113
120	125	113
121	125	113
122	125	113
123	125	113
124	125	113
125	125	113
126	125	113
127	125	113
128	125	113
129	125	113

(2) 事務職給料表の適用を受ける職員のうち旧級が3級のものの新号給

新級 旧号給	3 級	4 級
1	13	1

2	15	1
3	16	1
4	18	1
5	19	1
6	20	1
7	21	1
8	23	1
9	24	2
10	25	3
11	26	4
12	27	6
13	29	7
14	30	8
15	31	9
16	32	10
17	34	11
18	35	12
19	36	13
20	37	14
21	38	15
22	39	16
23	41	18
24	42	19
25	43	20
26	45	21
27	46	22
28	47	23
29	48	24
30	50	25
31	52	26

32	53	27
33	54	28
34	55	29
35	57	30
36	58	31
37	60	32
38	62	34
39	65	35
40	68	36
41	71	37
42	74	38
43	78	39
44	82	40
45	86	41
46	91	42
47	96	43
48	102	44
49	106	45
50	110	46
51	113	47
52	113	48
53	113	49
54	113	51
55	113	53
56	113	55
57	113	56
58	113	58
59	113	60
60	113	63
61	113	65

62	113	67
63	113	69
64	113	71
65	113	74
66	113	76
67	113	78
68	113	80
69	113	81
70	113	83
71	113	86
72	113	88
73	113	90
74	113	91
75	113	92
76	113	93
77	113	93
78	113	93
79	113	93
80	113	93
81	113	93
82	113	93
83	113	93
84	113	93
85	113	93
86	113	93
87	113	93
88	113	93
89	113	93
90	113	93
91	113	93

92	113	93
93	113	93
94	113	93
95	113	93
96	113	93
97	113	93
98	113	93
99	113	93
100	113	93
101	113	93

附 則（令和４年10月１日一部改正）

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附 則（令和４年12月６日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和４年12月６日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第５条関係別表第１及び別表第２の規定は令和４年４月１日から、改正後給与規程第102条第２項の規程は令和４年12月１日から適用する。

（令和４年４月１日前の異動者の号給の調整）

- 3 令和４年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正前給与規程」という。）に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 5 改正後給与規程を適用する場合においては、改正前給与規程に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 4 年12月 6 日一部改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第 22 項から第 29 項までの規定は、改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員就業規則（以下「改正前の就業規則」という。）第 23 条第 2 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正前の就業規則第 26 条の規定により採用された職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が改正後の給与規程第 8 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第 5 条第 1 項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正前の就業規則第 26 条の規定により採用された職員のうち地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員の勤務時間及び休暇等に関する規定（以下「勤務時間規程」という。）第 4 条第 3 項の規定により常時勤務することを要しない職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第 5 条第 1 項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第 4 条第 3 項により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第 10 条、第 15 条第 2 項及び第 16 条第 1 項第 4 号の規定を適用する。
- 6 暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第 16 条第 1 項第 3 号、第 94 条第 1 項、第 102 条第 2 項、第 105 条第 1 項第 2 号及び第 110 条第 1 項の規定を適用する。
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和 5 年12月 7 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年12月 7 日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）別表第 1、別表第 2 及び別表第 5 の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後給与規程第 94 条第 1 項及び第 102 条第 2 項の規程は令和 5 年12月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後給与規程を適用する場合においては、改正前給与規程に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 6 年 3 月15日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に定める日から施行する。

（1）第 9 条、第 73 条関係別表第 6（次号に掲げる部分を除く。）、第 96 条関係別表第 8 及び第 104 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

（2）第 71 条、第 72 条及び第 73 条関係別表第 6 中災害応急対策等業務手当の規定 令和 6 年 3 月15日

（適用）

- 2 前項第 2 号の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 12 月 9 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に定める日から施行する。

（1）改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第 94 条第 1 項、第 102 条第 2 項、別表第 1、別表第 2 及び別表第 5 の規定 令和 6 年 12 月 9 日

（2）第 89 条、第 110 条第 2 項、別表第 3、別表第 4 及び別表第 6 の規定 令和 7 年 4 月 1 日
（適用）

- 2 改正後給与規程別表第 1、別表第 2 及び別表第 5 の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、改正後給与規程第 94 条第 1 項及び第 102 条第 2 項の規程は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後給与規程を適用する場合においては、改正前給与規程に基づいて支給された給与は、

改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 12 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正前給与規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第 1 に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与規程に従って定められたものでなければならない。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 5 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第 26 条第 2 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 2 項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5）重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 5 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、第 2 項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 6 改正後給与規程第 53 条第 2 項及び第 61 条第 2 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者（理事長が認めるものに限る。）にも適用する。

（権衡職員等に関する経過措置）

- 7 改正後給与規程第 56 条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

8 改正後給与規程第56条の2の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者（理事長が認めるものに限る。）にも適用する。

9 改正後給与規程第56条の3第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

附則別表第1

（1）医療職給料表（1）の適用を受ける職員の新号給

新号給 旧号給	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1

21	5	1
22	6	2
23	7	3
24	8	4
25	9	5
26	10	6
27	11	7
28	12	8
29	13	9
30	14	10
31	15	11
32	16	12
33	17	13
34	18	14
35	19	15
36	20	16
37	21	17
38	22	18
39	23	19
40	24	20
41	25	21
42	26	22
43	27	23
44	28	24
45	29	25
46	30	26
47	31	27
48	32	28
49	33	29
50	34	30

51	35	31
52	36	32
53	37	33
54	38	34
55	39	35
56	40	36
57	41	37
58	42	38
59	43	39
60	44	40
61	45	41
62	46	42
63	47	43
64	48	44
65	49	45
66	50	46
67	51	47
68	52	48
69	53	49
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

新号給	3 級	4 級
-----	-----	-----

旧号給		
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	2
19	11	3
20	12	4
21	13	5
22	14	6
23	15	7
24	16	8
25	17	9
26	18	10
27	19	11
28	20	12
29	21	13

30	22	14
31	23	15
32	24	16
33	25	17
34	26	18
35	27	19
36	28	20
37	29	21
38	30	22
39	31	23
40	32	24
41	33	25
42	34	26
43	35	27
44	36	28
45	37	29
46	38	30
47	39	31
48	40	32
49	41	33
50	42	34
51	43	35
52	44	36
53	45	37
54	46	38
55	47	39
56	48	40
57	49	41
58	50	42
59	51	43

60	52	44
61	53	45
62	54	46
63	55	47
64	56	48
65	57	49
66	58	50
67	59	51
68	60	52
69	61	53
70	62	
71	63	
72	64	
73	65	
74	66	
75	67	
76	68	
77	69	
78	70	
79	71	
80	72	
81	73	
82	74	
83	75	
84	76	
85	77	

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

新号給	3 級	4 級	5 級
旧号給			

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14

31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30
47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	42
59	51	47	43
60	52	48	44

61	53	49	45
62	54	50	46
63	55	51	47
64	56	52	48
65	57	53	49
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	
88	80	76	
89	81	77	
90	82		

91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		

(4) 事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1	1	1
11	7	3	1	1	1	1	1
12	8	4	1	1	1	1	1
13	9	5	1	1	1	1	1
14	10	6	2	1	1	2	1
15	11	7	3	1	1	2	1
16	12	8	4	1	1	2	1
17	13	9	5	1	1	2	1
18	14	10	6	2	1	2	1
19	15	11	7	3	1	3	1

20	16	12	8	4	1	3	1
21	17	13	9	5	1	3	1
22	18	14	10	6	1	3	1
23	19	15	11	7	1	4	2
24	20	16	12	8	2	4	2
25	21	17	13	9	3	4	2
26	22	18	14	10	4	4	2
27	23	19	15	11	5	5	3
28	24	20	16	12	6	5	3
29	25	21	17	13	7	5	3
30	26	22	18	14	8	5	3
31	27	23	19	15	9	6	4
32	28	24	20	16	10	6	4
33	29	25	21	17	11	6	4
34	30	26	22	18	12	6	4
35	31	27	23	19	13	7	5
36	32	28	24	20	14	7	5
37	33	29	25	21	15	7	5
38	34	30	26	22	16	7	5
39	35	31	27	23	17	7	6
40	36	32	28	24	18	8	6
41	37	33	29	25	19	8	6
42	38	34	30	26	20	8	6
43	39	35	31	27	21	9	6
44	40	36	32	28	22	9	7
45	41	37	33	29	23	9	7
46	42	38	34	30			
47	43	39	35	31			
48	44	40	36	32			
49	45	41	37	33			

50	46	42	38	34			
51	47	43	39	35			
52	48	44	40	36			
53	49	45	41	37			
54	50	46	42	38			
55	51	47	43	39			
56	52	48	44	40			
57	53	49	45	41			
58	54	50	46	42			
59	55	51	47	43			
60	56	52	48	44			
61	57	53	49	45			
62	58	54	50				
63	59	55	51				
64	60	56	52				
65	61	57	53				
66	62	58	54				
67	63	59	55				
68	64	60	56				
69	65	61	57				
70	66	62	58				
71	67	63	59				
72	68	64	60				
73	69	65	61				
74	70	66	62				
75	71	67	63				
76	72	68	64				
77	73	69	65				
78	74	70					
79	75	71					

80	76	72					
81	77	73					
82	78	74					
83	79	75					
84	80	76					
85	81	77					
86	82	78					
87	83	79					
88	84	80					
89	85	81					
90	86	82					
91	87	83					
92	88	84					
93	89	85					
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						

110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。
- (期末手当の支給制限等に関する経過措置)
- 2 この規程の施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者に係る期末手当の支給の制限及び支給の一時差止めについては、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）、静岡市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7年静岡市条例第10号）及びこの規程の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、この規程による改正後の地方独立行政法人静岡市立静岡病院給与規程第99条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(委任)

- 4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、理事長が別に定める。

別表第1（第5条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円
	1	342,100	457,700	526,000
	2	345,100	460,000	527,900
	3	348,000	462,500	529,800

4	350,900	465,100	531,700
5	353,300	467,600	533,400
6	356,500	470,100	535,200
7	359,500	472,600	537,000
8	362,700	475,200	538,800
9	365,100	477,600	540,500
10	368,300	480,100	542,300
11	371,500	482,300	544,100
12	374,700	484,200	545,900
13	376,900	486,200	547,500
14	379,900	488,000	549,200
15	383,100	489,900	550,900
16	386,300	491,700	552,600
17	388,500	493,500	554,300
18	392,000	495,900	556,000
19	395,500	498,300	557,700
20	398,800	500,700	559,400
21	401,300	502,900	561,100
22	404,700	505,200	562,700
23	408,000	507,500	564,300
24	411,200	509,800	565,900
25	413,800	511,800	567,500
26	416,100	514,000	569,100
27	418,400	516,200	570,700
28	420,600	518,400	572,300
29	422,600	520,300	573,600
30	424,400	522,500	575,200
31	426,600	524,700	576,800
32	428,600	526,900	578,400
33	430,300	529,000	579,900
34	432,600	531,000	581,400

35	434, 900	533, 000	582, 900
36	437, 100	535, 000	584, 400
37	438, 700	536, 800	585, 900
38	440, 700	538, 400	587, 400
39	442, 400	540, 000	588, 900
40	444, 000	541, 600	590, 400
41	445, 400	543, 000	592, 000
42	446, 900	544, 600	593, 500
43	448, 400	546, 200	595, 000
44	450, 100	547, 800	596, 500
45	451, 700	549, 200	597, 900
46	454, 200	550, 700	599, 400
47	456, 800	552, 200	600, 900
48	459, 300	553, 700	602, 400
49	461, 600	555, 100	604, 000
50	463, 900	556, 700	
51	466, 200	558, 300	
52	468, 500	559, 900	
53	470, 800	561, 300	
54	473, 100	562, 800	
55	475, 400	564, 300	
56	477, 700	565, 800	
57	480, 000	566, 900	
58	482, 300	567, 600	
59	484, 600	568, 300	
60	486, 900	569, 000	
61	489, 000	569, 500	
62	491, 200		
63	493, 400		
64	495, 600		
65	497, 500		

	66	499,900		
	67	502,300		
	68	504,700		
	69	506,900		
	70	509,000		
	71	511,100		
	72	513,200		
	73	515,000		
	74	517,100		
	75	519,200		
	76	521,300		
	77	523,100		
	78	525,100		
	79	527,100		
	80	529,100		
	81	531,100		
定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		343,200円	398,300円	470,700円

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	191,700	211,500	318,700	380,500
	2	193,100	212,700	320,700	383,000
	3	194,500	213,800	322,600	385,400
	4	195,800	214,900	324,600	387,900
	5	196,700	215,500	326,200	390,200
	6	198,300	216,900	328,300	392,500

	7	199, 900	218, 300	330, 300	394, 800
	8	201, 500	219, 700	332, 300	397, 000
	9	202, 400	220, 600	333, 800	399, 200
	10	204, 300	222, 100	335, 600	401, 300
	11	206, 000	223, 500	337, 500	403, 400
	12	207, 800	225, 100	339, 400	405, 400
	13	209, 300	226, 100	341, 000	407, 200
	14	210, 200	227, 900	343, 000	409, 100
	15	211, 100	229, 700	345, 000	411, 000
	16	211, 800	231, 400	346, 900	412, 900
	17	212, 700	232, 800	348, 500	414, 700
	18	213, 200	234, 000	350, 400	416, 200
	19	213, 900	235, 200	352, 300	417, 800
	20	214, 400	236, 100	354, 200	419, 400
	21	215, 100	237, 200	355, 700	420, 900
	22	216, 200	238, 800	357, 700	422, 300
	23	217, 300	239, 800	359, 600	423, 700
	24	218, 700	240, 900	361, 500	425, 100
	25	220, 100	241, 300	363, 100	426, 000
	26	221, 200	242, 200	364, 900	427, 300
	27	222, 500	242, 900	366, 600	428, 600
	28	223, 900	243, 300	368, 400	429, 900
	29	225, 300	244, 500	369, 900	430, 900
	30	226, 700	245, 900	371, 700	432, 200
	31	228, 100	247, 600	373, 500	433, 500
	32	229, 200	249, 100	375, 300	434, 800
	33	230, 300	249, 900	376, 800	435, 700
	34	231, 600	251, 400	378, 800	436, 900
	35	232, 700	253, 000	380, 800	438, 100
	36	233, 600	254, 100	382, 800	439, 300
	37	234, 500	255, 200	384, 400	440, 500

38	235, 700	256, 800	386, 300	441, 300
39	237, 100	258, 500	388, 300	442, 000
40	238, 500	260, 200	390, 300	442, 700
41	239, 800	261, 800	391, 900	443, 400
42	241, 400	263, 600	393, 800	444, 200
43	242, 800	265, 300	395, 600	445, 000
44	244, 200	267, 200	397, 600	445, 700
45	245, 400	268, 600	399, 100	446, 300
46	246, 700	270, 500	401, 000	447, 000
47	248, 000	272, 300	402, 900	447, 700
48	249, 400	274, 000	404, 800	448, 400
49	250, 400	275, 600	406, 400	448, 700
50	251, 800	277, 300	408, 100	449, 500
51	253, 100	279, 000	409, 800	450, 300
52	254, 000	280, 700	411, 600	451, 100
53	255, 400	282, 200	412, 900	451, 700
54	257, 000	283, 900	414, 400	
55	258, 600	285, 500	415, 800	
56	260, 200	287, 100	417, 300	
57	261, 700	288, 800	418, 600	
58	263, 200	290, 600	419, 800	
59	264, 700	292, 300	421, 000	
60	266, 100	293, 900	422, 200	
61	267, 600	295, 200	423, 100	
62	269, 100	296, 800	424, 200	
63	270, 600	298, 600	425, 300	
64	272, 100	300, 400	426, 300	
65	273, 600	301, 900	427, 200	
66	275, 100	303, 800	427, 800	
67	276, 500	305, 500	428, 400	
68	278, 000	307, 300	429, 000	

69	279, 400	308, 800	429, 300
70	280, 800	310, 600	429, 900
71	282, 200	312, 400	430, 500
72	283, 600	314, 200	431, 100
73	285, 000	315, 700	431, 300
74	286, 300	317, 500	432, 000
75	287, 700	319, 300	432, 700
76	289, 100	321, 100	433, 400
77	290, 500	322, 700	433, 700
78	292, 000	324, 400	
79	293, 500	326, 000	
80	295, 000	327, 700	
81	296, 300	329, 300	
82		331, 000	
83		332, 700	
84		334, 400	
85		335, 800	
86		337, 500	
87		339, 200	
88		340, 900	
89		342, 000	
90		343, 700	
91		345, 300	
92		347, 100	
93		348, 600	
94		350, 100	
95		351, 600	
96		353, 100	
97		354, 500	
98		355, 500	
99		356, 600	

	100		357,800		
	101		358,900		
	102		360,000		
	103		361,000		
	104		361,900		
	105		362,700		
	106		363,600		
	107		364,500		
	108		365,300		
	109		365,800		
	110		366,600		
	111		367,400		
	112		368,200		
	113		368,900		
	114		369,600		
	115		370,300		
	116		371,000		
	117		371,200		
	118		371,700		
	119		372,200		
	120		372,700		
	121		373,200		
定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		190,100円	216,400円	282,500円	365,300円

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、その他理事長が定める医療技術者に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
------	------	-----	-----	-----	-----	-----

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 雇用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	193,500	224,200	285,200	345,500	409,200
	2	194,700	226,000	286,800	347,100	411,500
	3	195,700	227,900	288,600	348,700	413,800
	4	196,700	229,800	290,400	350,100	416,000
	5	197,400	231,300	292,200	351,700	418,000
	6	198,400	232,400	294,000	353,500	419,900
	7	199,100	233,500	295,600	355,200	421,800
	8	199,900	234,600	297,400	357,000	423,700
	9	200,600	235,600	299,400	358,700	425,500
	10	201,400	236,600	301,600	360,700	427,300
	11	202,600	237,500	303,600	362,700	429,100
	12	203,800	238,400	305,600	364,700	430,900
	13	204,500	239,200	307,600	366,300	432,200
	14	205,600	239,400	309,600	368,200	433,900
	15	206,800	239,700	311,500	370,100	435,500
	16	207,900	240,200	313,500	372,000	437,100
	17	209,800	240,500	315,500	373,800	438,600
	18	211,000	240,700	317,300	375,700	440,200
	19	212,000	241,100	319,100	377,700	441,700
	20	212,900	242,000	320,800	379,700	443,300
	21	213,700	242,700	322,400	381,400	444,700
	22	215,100	243,900	324,100	383,100	446,000
	23	216,900	244,700	325,900	384,800	447,400
	24	218,500	245,500	327,800	386,400	448,800
	25	219,900	246,100	329,000	387,800	450,200
	26	220,700	247,500	330,900	389,400	451,200
	27	221,600	248,500	332,900	391,000	452,200
	28	222,600	249,800	334,900	392,600	453,200

29	223, 300	250, 700	336, 700	394, 200	453, 900
30	224, 300	251, 800	338, 600	395, 700	454, 800
31	225, 400	252, 600	340, 400	397, 300	455, 600
32	226, 500	253, 500	342, 300	398, 900	456, 500
33	227, 400	254, 200	344, 000	400, 400	457, 000
34	228, 000	255, 200	345, 800	402, 100	457, 700
35	228, 800	256, 300	347, 700	403, 700	458, 400
36	229, 800	257, 000	349, 600	405, 300	459, 100
37	230, 300	257, 900	351, 500	406, 600	459, 500
38	231, 100	259, 300	353, 500	408, 000	460, 200
39	232, 000	260, 600	355, 400	409, 400	460, 900
40	232, 500	262, 100	357, 500	410, 800	461, 600
41	233, 500	263, 100	359, 400	411, 800	462, 100
42	234, 500	264, 500	361, 300	413, 300	462, 800
43	235, 400	265, 800	363, 200	414, 700	463, 500
44	236, 700	267, 200	365, 100	416, 100	464, 200
45	237, 700	268, 200	367, 000	417, 400	464, 700
46	239, 200	269, 700	368, 600	419, 000	465, 300
47	240, 400	270, 900	370, 200	420, 600	466, 000
48	241, 700	272, 000	371, 800	422, 200	466, 700
49	242, 800	272, 900	373, 300	423, 400	467, 400
50	243, 800	274, 100	374, 400	424, 700	
51	244, 900	275, 200	375, 400	425, 900	
52	245, 900	276, 200	376, 500	427, 200	
53	246, 800	277, 300	377, 400	428, 000	
54	247, 800	278, 500	378, 100	428, 800	
55	249, 000	279, 800	378, 700	429, 600	
56	250, 000	281, 200	379, 300	430, 400	
57	250, 500	281, 900	379, 900	431, 100	
58	251, 700	283, 300	380, 500	431, 800	

59	252, 900	284, 600	381, 100	432, 400
60	254, 200	285, 800	381, 700	433, 000
61	255, 200	286, 800	382, 100	433, 300
62	256, 700	287, 800	382, 600	433, 800
63	258, 100	289, 100	383, 100	434, 200
64	259, 600	290, 200	383, 600	434, 700
65	260, 700	291, 100	384, 100	435, 100
66	262, 000	292, 400	384, 600	435, 500
67	263, 200	293, 600	385, 100	436, 000
68	264, 500	294, 900	385, 500	436, 500
69	265, 600	295, 800	385, 600	436, 800
70	266, 800	296, 900	386, 000	437, 400
71	268, 000	298, 100	386, 400	438, 000
72	269, 200	299, 200	386, 800	438, 600
73	270, 400	300, 200	387, 200	439, 000
74	271, 700	301, 200	387, 400	439, 600
75	273, 000	302, 400	387, 600	440, 200
76	274, 300	303, 800	387, 800	440, 800
77	275, 500	304, 800	387, 900	441, 300
78	276, 800	306, 000	388, 000	
79	278, 100	307, 300	388, 300	
80	279, 400	308, 500	388, 600	
81	280, 600	309, 600	388, 700	
82	281, 900	310, 900	388, 900	
83	283, 300	312, 200	389, 100	
84	284, 700	313, 600	389, 300	
85	286, 000	314, 700	389, 400	
86	287, 500	315, 900	389, 600	
87	289, 000	317, 100	389, 800	
88	290, 500	318, 300	390, 000	

	89	292,000	319,000	390,100		
	90	293,600	320,200			
	91	295,200	321,400			
	92	296,700	322,600			
	93	298,100	323,500			
	94		324,700			
	95		325,700			
	96		326,800			
	97		327,600			
	98		328,800			
	99		330,000			
	100		331,200			
	101		331,900			
	102		333,000			
	103		334,100			
	104		335,200			
	105		336,200			
定年前再 雇用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		236,300 円	256,600 円	290,400 円	326,500 円	370,800 円

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2（第5条関係）

事務職給料表

職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 雇用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,400	230,200	262,900	296,000	348,700	393,200	445,800	470,600	506,700
	2	175,400	231,700	263,900	297,500	350,900	395,300	447,400	480,800	512,000
	3	176,600	233,200	264,900	299,000	353,100	397,300	448,700	486,000	516,600

	4	177, 700	234, 700	265, 800	300, 400	355, 200	399, 400	450, 300	491, 300	519, 900
	5	178, 900	236, 000	266, 800	301, 800	356, 800	401, 000	451, 900	495, 300	522, 800
	6	180, 600	237, 300	267, 800	302, 900	359, 000	403, 000	453, 500	498, 300	526, 300
	7	182, 200	239, 100	268, 800	303, 900	360, 900	405, 000	455, 000	501, 300	529, 300
	8	183, 800	240, 600	269, 800	305, 200	363, 000	406, 900	455, 900	503, 800	531, 800
	9	185, 300	242, 100	270, 800	306, 300	364, 400	408, 700	456, 900	505, 800	533, 800
	10	187, 000	243, 600	271, 800	307, 900	366, 200	410, 300	457, 900		
	11	188, 600	245, 200	272, 800	309, 500	368, 100	412, 100	458, 500		
	12	190, 200	246, 900	273, 900	311, 100	370, 000	413, 800	459, 300		
	13	191, 800	248, 300	274, 900	312, 600	371, 600	415, 200	460, 100		
	14	193, 500	249, 500	276, 100	314, 200	373, 600	416, 600	461, 000		
	15	195, 200	250, 700	277, 400	315, 700	375, 300	418, 100	461, 800		
	16	196, 800	252, 000	278, 600	317, 300	377, 200	419, 600	462, 700		
	17	198, 100	253, 100	279, 900	318, 800	379, 000	421, 100	463, 500		
	18	199, 700	254, 200	281, 200	320, 500	380, 700	422, 600	464, 400		
	19	201, 300	255, 200	282, 400	322, 100	382, 400	424, 100	465, 200		
	20	202, 800	256, 300	283, 600	323, 700	384, 100	425, 500	465, 900		
	21	204, 300	257, 300	284, 700	325, 100	385, 500	426, 600	466, 600		
	22	205, 800	258, 300	285, 800	326, 700	387, 000	427, 500	467, 400		
	23	207, 400	259, 300	287, 100	328, 400	388, 500	428, 400	468, 200		
	24	209, 000	260, 300	288, 400	330, 000	390, 000	429, 300			
	25	210, 600	261, 300	289, 700	331, 200	391, 400	430, 000			
	26	212, 300	262, 200	290, 700	333, 100	392, 500	431, 000			
	27	213, 600	263, 100	291, 700	334, 800	393, 600	431, 900			
	28	214, 900	264, 000	292, 800	336, 300	394, 800	432, 900			
	29	216, 100	264, 800	293, 900	337, 800	395, 600	433, 800			
	30	217, 200	265, 500	295, 100	339, 400	396, 600	434, 800			
	31	218, 300	266, 400	296, 100	340, 900	397, 600	435, 700			
	32	219, 400	267, 500	297, 300	342, 500	398, 600	436, 700			
	33	220, 500	268, 700	298, 500	344, 200	399, 400	437, 500			

34	221,600	269,600	299,800	345,900	400,100	438,400			
35	222,700	270,700	301,100	347,700	400,800	439,300			
36	223,800	272,000	302,400	349,500	401,500	440,200			
37	224,900	272,800	303,700	351,000	402,000	440,900			
38	225,800	273,800	305,000	352,400	402,500	441,700			
39	226,800	274,300	306,200	353,800	403,000	442,500			
40	227,700	275,200	307,500	355,200	403,600	443,200			
41	228,600	276,000	308,800	356,600	404,100	443,800			
42	229,500	276,800	310,100	357,500	404,800	444,700			
43	230,300	277,500	311,400	358,500	405,400	445,400			
44	231,100	278,100	312,500	359,500	406,100	446,200			
45	231,800	279,000	313,400	360,400	406,800	446,700			
46	232,400	279,600	314,700	361,500	407,500				
47	233,000	280,400	315,900	362,400	408,100				
48	233,600	281,000	317,200	363,400	408,700				
49	234,200	281,700	318,400	364,300	409,000				
50	234,800	282,500	319,700	365,000	409,700				
51	235,300	283,500	320,900	365,600	410,200				
52	235,800	284,500	322,100	366,200	410,700				
53	236,300	285,000	323,400	366,600	411,100				
54	236,700	285,800	324,500	367,200	411,800				
55	237,000	286,700	325,500	367,900	412,300				
56	237,300	287,800	326,600	368,600	413,000				
57	237,600	288,200	327,300	368,900	413,200				
58	237,900	288,900	328,200	369,600	413,900				
59	238,200	289,400	328,900	370,300	414,600				
60	238,500	290,200	329,700	370,900	415,300				
61	238,800	290,600	330,500	371,200	415,500				
62	239,100	291,100	330,900	371,700	416,200				
63	239,400	291,800	331,500	372,300	416,700				

64	239,700	292,300	332,200	372,900	417,300				
65	240,000	292,800	333,000	373,200	417,800				
66	240,300	293,400	333,700	373,800					
67	240,600	293,800	334,400	374,500					
68	240,900	294,400	335,000	375,100					
69	241,200	295,000	335,400	375,400					
70	241,500	295,300	336,000	375,900					
71	241,800	295,900	336,500	376,500					
72	242,100	296,300	337,100	377,000					
73	242,400	296,900	337,400	377,500					
74	242,700	297,400	337,900	378,100					
75	243,000	297,800	338,300	378,600					
76	243,300	298,200	338,700	378,900					
77	243,600	298,400	339,100	379,300					
78	243,900	298,700	339,600	379,800					
79	244,200	298,900	340,100	380,200					
80	244,500	299,200	340,600	380,600					
81	244,800	299,400	340,900	381,000					
82	245,100	299,600	341,300	381,500					
83	245,300	300,000	341,700	381,900					
84	245,600	300,300	342,100	382,300					
85	245,900	300,600	342,400	382,600					
86	246,200	300,800	342,800						
87	246,500	301,100	343,200						
88	246,800	301,500	343,600						
89	247,100	301,700	343,800						
90	247,400	301,900	344,200						
91	247,500	302,200	344,600						
92	247,700	302,500	345,000						
93	247,800	302,700	345,200						

	94	302,900	345,500					
	95	303,300	345,900					
	96	303,700	346,200					
	97	303,900	346,500					
	98	304,200	346,900					
	99	304,600	347,300					
	100	305,000	347,700					
	101	305,200	348,200					
	102	305,400	348,600					
	103	305,700	349,000					
	104	306,000	349,400					
	105	306,200	349,900					
	106	306,500	350,300					
	107	306,800	350,600					
	108	307,100	350,900					
	109	307,300	351,400					
	110	307,700						
	111	308,200						
	112	308,500						
	113	308,700						
	114	308,900						
	115	309,200						
	116	309,600						
	117	309,800						
	118	310,000						
	119	310,300						
	120	310,600						
	121	311,000						
	122	311,200						
	123	311,500						

	124		311,800							
	125		312,100							
定年前再 雇用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		190,300 円	217,500 円	257,600 円	277,100 円	290,000 円	315,300 円	357,000 円	390,100 円	441,300 円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第16条、第17条関係）

職名	支給月額	備考
病院長 病院参与	149,900円	
副病院長	132,000円	
診療部長 病院長補佐(医療職給料表（1）の適用者 に限る)	120,000円	
看護部長 薬剤部長 医療支援部長 部長 病院長補佐(医療職給料表（1）の適用者 を除く)	110,000円	
調整監	103,200円	
副部長 病院技監 参与	92,000円	
看護部の副看護部長 薬剤科の科長 医療支援部各科の科長 課長 総合相談センター副センター長（事務職給 料表の適用者のうち理事長が特に認めた者	83,000円	

に限る)		
担当課長	78,700円	
技監(医療職給料表(1)の適用者を除く) 参事 総合相談センター副センター長(事務職給料表の適用者に限る)	72,300円	
看護師長	66,000円	

別表第4(第16条、第17条関係)

給料表	職務の級	支給月額	備考
医療職給料表(1)	3級	113,100円	職務の級が3級の職員については、理事長が指定する者に限る。
		99,500円	
		90,500円	
		82,700円	
		80,400円	
		78,400円	
		67,800円	
		54,500円	
		51,700円	
		47,700円	
医療職給料表(2)	4級	82,700円	
		80,400円	
		78,400円	
		67,800円	
		54,500円	
		51,700円	
		47,700円	
医療職給料表(3)	5級	82,700円	職務の級が4級の職員については、理事長が指定する者に限る。
		80,400円	
		78,400円	

	4 級	67,800円	
		54,500円	
		51,700円	
		47,700円	
事務職給料表	9 級	107,100円	
	8 級	82,700円	
		80,400円	
		78,400円	
	7 級	67,800円	
	6 級	54,500円	
		51,700円	
		47,700円	

別表第 5（第22条関係）

期間の区分	月額
1年未満	310,000 円
1年以上2年未満	310,000 円
2年以上3年未満	310,000 円
3年以上4年未満	310,000 円
4年以上5年未満	310,000 円
5年以上6年未満	310,000 円
6年以上7年未満	310,000 円
7年以上8年未満	310,000 円
8年以上9年未満	310,000 円
9年以上10年未満	310,000 円
10年以上11年未満	310,000 円
11年以上12年未満	310,000 円
12年以上13年未満	310,000 円
13年以上14年未満	310,000 円
14年以上15年未満	310,000 円

15年以上16年未満	310,000 円
16年以上17年未満	306,700 円
17年以上18年未満	303,400 円
18年以上19年未満	300,100 円
19年以上20年未満	296,800 円
20年以上21年未満	293,500 円
21年以上22年未満	281,500 円
22年以上23年未満	268,000 円
23年以上24年未満	254,500 円
24年以上25年未満	241,000 円
25年以上26年未満	227,500 円
26年以上27年未満	210,500 円
27年以上28年未満	193,500 円
28年以上29年未満	176,500 円
29年以上30年未満	159,500 円
30年以上31年未満	142,000 円
31年以上32年未満	124,500 円
32年以上33年未満	107,000 円
33年以上34年未満	87,000 円
34年以上35年未満	67,000 円

別表第 6（第73条関係）

特殊勤務手当の種類	金額等
医務手当	医師、歯科医師、又は診療放射線技師である職員が診療、検診、検疫、救護又は保健指導に従事したとき。 （１）病院長及び病院参与 月額75,000円 （２）副病院長 月額65,000円 （３）診療部長及び病院長補佐 月額63,000円 （４）病院技監 月額60,000円 （５）科長、診療技監 月額55,000円

	(6) 医長 月額50,000円 (7) 医師及び歯科医師 月額45,000円 (8) 診療放射線技師 月額3,800円 (ただし、これらの職員のうち、医師又は歯科医師であるものにあつては給料月額に別表第7に掲げる採用の日以後の期間の区分に応じ同表に定める割合(職務内容又は職務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる場合は、理事長が調整した割合)を乗じて得た額を、医師又は歯科医師である者で、平成19年3月30日付厚生労働省告示第108号(以下「厚生労働省告示第108号」という。)に規定する団体の専門医資格を有するもの、専門医研修施設の認定基準に係る指導医(指導責任者)であるもの、研修医を指導するものにあつてはそれぞれ月額5,000円を、当院の産業医及び面接指導実施医師として選任されたものにあつてはそれぞれ月額6,000円を、麻酔科または病理診断科に勤務する医師であるものにあつては月額50,000円を加算する。)
救急医務手当	医師である職員が理事長が定める当直業務に従事したとき。 当直1回につき20,000円を超えない範囲で理事長が定める額
病院勤務手当	1 勤務する職員が診療、看護その他の患者に接する業務等に従事したとき。 (1) 医師及び歯科医師 日額710円 (ただし、診療所の診療業務に従事したときは日額10,000円を、時間外、休日、深夜(正規の勤務時間を除く)に呼び出しを受けて手術又は処置を行う業務(理事長が認めたものに限る。)に従事したときは1回につき1,000円(手術の執刀にあたった者は2,000円)を、他の病院(理事長が認めたものに限る。)の応援業務に従事したときは日額20,000円を、全身麻酔(麻酔科に勤務する者にあつては、麻酔が困難な患者に行う全身麻酔のうち、理事長が認めたものに限る。)の業務に従事したときは1時間につき2,500円(その業務が正規の勤務時間以外の時間に行われたときは1時間につき3,750円)を、分べん業務に従事したときは1回につ

き10,000円を加算する。)

(2) 診療放射線技師 日額420円

(ただし、高度な医療技術を必要とし特に理事長が認めた職員
日額450円)

(3) 薬剤師 日額470円

(4) 臨床検査技師及び臨床工学技士 日額470円

(ただし、高度な医療技術を必要とし、特に理事長が認めた職
員 日額500円)

(5) 医療映像技師 日額440円

(6) 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科技
工士及び歯科衛生士 日額320円

(7) 栄養士 日額190円

(8) 助産師、看護師及び准看護師

ア 手術室に勤務する者 日額980円

イ 感染症病棟、集中治療室、分べん室又は救急外来に勤務す
る者 日額530円

ウ その他の場所に勤務する者 日額480円

(9) 臨床心理士及び精神保健福祉士 日額320円

(10) 医療補助員

ア 病理診断科、放射線技術科、検査技術科、病棟若しくは手
術室に勤務する者 日額320円

イ その他の場所に勤務する者 日額290円

(11) 言語療法による業務に従事する者 日額320円

2 前項第2号から第11号までの特殊勤務手当において、次のいず
れかに該当する職員のうち理事長が認めた者は、日額150円を加算
する。

(1) 厚生労働省告示第108号に規定する団体の認定する資格を有し
ている者

(2) 基本診療料の施設基準の認定等に必要な資格（取得困難なも
のに限る）を所持している者

	3 夜間看護手当を支給される職員以外の職員が、理事長が指定する夜間等に正規の勤務時間を割り振られて勤務したとき勤務1回につき3,300円
夜間看護手当	助産師、看護師若しくは准看護師である職員又は理事長がこれらに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事したとき。（深夜における勤務にのみ従事する月の勤務に係る場合を除く。） （1）深夜における勤務時間が7時間のとき。 その勤務が1回目及び2回目にあつては勤務1回につき7,600円、3回目及び4回目にあつては勤務1回につき8,600円、5回目以上にあつては勤務1回につき9,600円 （2）深夜における勤務時間が3時間以上7時間未満のとき。 勤務1回目から4回目までにあつては勤務1回につき3,800円、5回目以上にあつては勤務1回につき4,800円 （3）深夜における勤務時間が3時間未満のとき。 勤務1回目から4回目までにあつては勤務1回につき1,900円、5回目以上にあつては勤務1回につき2,900円
待機手当	助産師、看護師若しくは准看護師である職員又は理事長がこれらに準ずると認める職員が、救急診療等のため、正規の勤務時間以外の時間において、待機を命じられ待機したとき。 1回につき3,600円 （ただし、待機する時間が8時間に満たない場合にあつては、1,800円とする。）
感染症従事手当	職員が重大な感染症のうち理事長が認めた感染症の患者の診療、看護等に従事したとき。 日額4,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
航空手当	職員が救急搬送等医療活動又はその訓練等のため、回転翼航空機に搭乗したとき 1時間につき1,900円
電気取扱業務手当	電気取扱業務に従事したとき。

	(1) 主任技術者 日額250円 (2) その他の者 日額170円
ボイラー取扱業務手当	ボイラー取扱業務に従事したとき。 日額220円
災害応急対策等業務手当	災害応急対策若しくは災害復旧の業務に従事したとき。 日額900円

別表第 7 (別表第 6 関係)

採用の日以後の期間の区分	割合
10年以上11年未満	100分の2
11年以上12年未満	100分の2
12年以上13年未満	100分の2
13年以上14年未満	100分の2
14年以上15年未満	100分の2
15年以上16年未満	100分の4
16年以上17年未満	100分の4
17年以上18年未満	100分の4
18年以上19年未満	100分の4
19年以上20年未満	100分の4
20年以上21年未満	100分の6
21年以上22年未満	100分の8
22年以上23年未満	100分の10
23年以上24年未満	100分の12
24年以上25年未満	100分の14
25年以上26年未満	100分の16
26年以上27年未満	100分の19
27年以上28年未満	100分の22
28年以上29年未満	100分の25
29年以上30年未満	100分の28
30年以上31年未満	100分の30

31年以上32年未満	100分の32
32年以上33年未満	100分の34
33年以上34年未満	100分の35
34年以上35年未満	100分の35
35年以上	100分の35

備考

- この表に掲げる採用の日以後の期間の区分は、医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職に採用された日以後の期間（以下「経過期間」という。）により決定する。
この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から採用の日までの期間が４年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあっては６年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあっては５年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年内の職員を除く。）については、採用の日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）は、経過期間とみなす。
- この表の適用を受ける職員が休職にされた場合は、当該休職の期間（第113条第１項の規定により給与の全額を支給されている休職の期間を除く。）は、経過期間としない。
- この表の適用を受ける職員となった者のうち、当該職員となった日前にこの表の適用を受けていたことのある者の経過期間は、理事長が別に定める。

別表第８（第96条関係）

区分	特定職員				加算額割合
	医療職給料表 （１）	医療職給料表 （２）	医療職給料表 （３）	事務職給料表	
職の職 制上の 段階等 による 職員の	３級の職務にある者のうち病院長、病院参与、副病院長、診療部長、病院院長補佐、病院技	４級の職務にある者のうち薬剤部長、医療支援部長、病院長補佐、病院技監で	５級の職務にある者のうち看護部長、病院長補佐、病院技監であるもの	９級、８級及び７級の職務にある者	100分の20

区分	監、室長、センター長であるもの。 ただし、室長、センター長については、理事長が特に認めた者に限る。	あるもの			
	2 級もしくは 3 級の職務にある者のうち副室長及び副センター長であるもの。ただし、理事長が特に認めた者に限る。	4 級の職務にある者のうち科長及び技監であるもの	4 級の職務にある者のうち副看護部長、及び技監であるもの	6 級の職務にある者	100 分の 15
	3 級の職務にある者のうち科長、診療技監であるもの並びに 2 級の職務にある者のうち科長、診療技監であるもの	3 級の職務にある者のうち副技監、室長及び技師長であるもの	4 級の職務にある者のうち看護師長であるもの	5 級の職務にある者	100 分の 10
	3 級の職務にある者のうち医長であるもの及び 2 級の職務にある者のうち医長であるもの並びに 1 級の職務にある者のうち新大 6 卒経験年数 5 年以上の医師及び	3 級の職務にある者のうち副技師長であるもの及び短大 3 卒経験年数 9 年以上のもの並びに 2 級の職務にある者のうち短大 3 卒経験年数 9 年	4 級の職務にある者のうち 100 分の 20、100 分の 15 又は 100 分の 10 の加算割合欄の適用を受けないもの、3 級の職務にある者のうち主任の助産師、主任の看護	4 級、3 級の職務にある者及び 2 級の職務にある者のうち満 30 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日以後のそれぞれ基準日において、勤続年	100 分の 5

	歯科医師であるもの	以上のもの	師、副主任の助産師及び副主任の看護師であるもの並びに短大3卒経験年数9年以上のもの並びに2級の職務にある者のうち短大3卒経験年数9年以上のもの	数7年を経過したもの	
--	-----------	-------	---	------------	--

備考 加算額割合が100分の10及び100分の5とされる者で、就業規則第24条に規定する定年退職日（医師及び歯科医師以外の職員にあっては、年齢60年に達した日以後における最初の3月31日）の翌日の前3年の間にあるものに対するこの表の規定の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。

別表第9（第104条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第 10（第 106 条関係）

減率事由		割合
就業規則第40条に規定する戒告を受けた場合		1 回につき 100分の90
就業規則第40条に規定する減給を受けた場合	2 箇月未満の減給	1 回につき 100分の90
	2 箇月以上 4 箇月未満の減給	1 回につき 100分の80
	4 箇月以上の減給	1 回につき 100分の70
就業規則第40条に規定する停職を受けた場合		1 回につき 100分の70
欠勤の取扱いを受けた場合	10回未満の欠勤	100分の90
	10回以上20回未満の欠勤	100分の80
	20回以上の欠勤	100分の70